

ロシアでの人権保障はどうなっている？(その4)

ロシアの憲法裁判から見たその実態の諸相

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長 杉浦一孝

今回紹介するロシア憲法裁判所の判決は、表現の自由の行使の一つの形式であるスタンディング活動に関する事件の判決であり、本年5月17日に言い渡されたものです(No.19-П/2021 от 17.05.2021 (Kstf.)).

事件のあらまし

ロシア市民イ・ア・ニキフォーラヴァの行政的違法行為事件の調査によると、彼女は、2020年2月3日から26日まで、都市の硬質廃棄物の無害化熱処理工場の建設に反対するため、タタルスタン共和国内閣が入る建物の向かい側でスタンディング抗議を行いました。当局の見解によると、彼女が行ったスタンディング活動には、事前に当局に届出をすることが必要であったというのです。したがって、この届出手続をとらずにスタンディング活動を組織し、実施した彼女の行為は、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する違法行為に該当するとして、ニキフォーラヴァは、起訴されることになったのです。

第一審裁判所であるカザン市のヴァヒートフスク地区裁判所は、2020年3月18日、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

として、行政的違法行為法第20条の2第2項に規定する行政的違法行為の実行のき、行政罰を科すると定め、公同の催し物とみなすこと

第一段の規定は、一人が意図および組織によって行うスタンディング活動に統合されたものとはいえず、同時に「公開」「同時に行われたものではな

く、数日間わたって順々に実施された一連の単独のスタンディング」を、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

を可能にした解釈です。要するに、事前の届出を必要とする「単独のスタンディング」としては、第4段の規定を憲法上の公開の催し物とみなすこと

秩序および安全」に対する「現実の脅威」を、実際にもたらすことになり得る。したがって、この解釈は、秩序維持と安全確保の観点から、本件のように、この解釈を理由に、その組織者に行政上の責任を問うことを可能とする限りにおいて、ロシア憲法第15条第2項、第19条第1項、第31条および第55条第3項に合致しない。

このように、本件で適用された二つの法律の当該規定は、当然、所定の手続により見直されることになり得る。これは、申立人の権利救済に資することにならなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

らなければならない課題が、この分野には、検討しな

第24回ユーラシアフェスティバル
 12月5日(日) 11時~16時
 愛知民主会館 1F、2F
 ・新入会員歓迎式
 ・映画「ようこそガガーリン」
 ・ロシア語人形劇
 ・みんなでロシア語を学ぶ
 ・松坂仁フルート演奏
 ・大抽選会
 県連総会で好評だったサーシャのピロシキ(1個250円)を販売します。
 ユーラシア諸国の物産販売もあります。
参加費 無料

コロナ対応カンパ
 (9月13日現在)
 協力者数 99人
 協力金額 1,035,713円
 たくさんの方々からカンパをお寄せいただき、ありがとうございました。